カテゴリ: 福祉・介護

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1	貸付	福祉	生活保護つなぎ資金貸付	健康福 祉課		2万円まで ※無利子	生活資金	生活保護適用見込者	・返還方法 最初の扶助費支 給時に一括返還
2	給付金	全 福祉	母子家庭高等技能訓練促進給付金		训练化连和竹壶	①対象者及び対象者と同一世帯の者(扶養義務者で対象者と生計を同じくするものを含む) 月額14万1,000円 ②①に掲げる者以外の者 月額7万500円 ※原則として同一の者には支給しないものとする。	学費・生活費等	母子家庭であって、下記の資格取得のために就学する者 (市町村民税非課税) (1看護師 ②介護福祉士 ③保育士 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥前各号に掲げるもののほか、町長が地域の実情に応じて定める資格	
				健康福 祉課	一時金	①対象者及び対象者と同一の世帯の者 5万 ②①に掲げる者以外の者 2万5,000円		就学修了後の者(市町村民税 非課税)	
3	給付金	福祉	母子家庭自立支援教育訓 練給付金	健康福祉課		20/100(4, 000円以上10万円を上限)	対象講座の受講のために支払った費用	母子家庭であった、次に掲げる講座を受講する者 ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座 ②就業に結びつく可能性の高い講座 ③その他前各号に掲げるもののほか、町長が地域の実情に応じて定める講座	
4		福祉	自立支援医療精神通院費 助成	健康福祉課	①駅、バス停から公共交通 機関を利用した場合	往復の乗車料金(月2回分を限度)	通院に必要な交通費	美郷町で支給認定を受けてい る者	
	助成金				②自家用車、バイク等を利 用した場合	20円/km(月2回を限度)			
					③タクシーを利用した場合	①の乗車料金を限度			
5	助成金	金 福祉	就労訓練事業所等通所交 通費助成	健康福祉課	駅、バス停から公共交通機 関を利用した場合	往復の乗車料金	一般就 通所に必要な交通費 訓練を 業所に	在宅の障害がい者であって、 一般就労を目的とした日常生 活及び就労に関する指導又は	
3						20円/km×月の回数		訓練を受けるため、専門の事 業所に通所する障害がい者と する者	
6		金福祉	障がい児通所支援通院費 助成	健康福祉課		往復の乗車料金		美郷町で支給認定(受給認 定)を受けている児の保護者	
	助成金				②自家用車、バイク等を利用した場合	20円/km×回数			
					③タクシーを利用した場合	①の乗車料金を限度額とする。			

カテゴリ: 福祉・介護

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
7	助成金		身体障害者自動車運転免 許取得・改造費助成	健康福祉課		2/3(10万円を上限)		身件ののように、	
8	助成金	福祉	総合事業助成金	健康福祉課	美郷町訪問型サービスB及 びD(住民主体による生活支 援事業)実施要綱(平成29年 美郷町告示第24号)に規定 する事業	予算の範囲内で別に定める額	①事業の拠点となる施設の賃借料 ②事業実施にかかる光熱費及び燃料費 ③その他町長が必要と認める経費	町内において事業を実施する NPO法人及び地域住民グループ	
9	助成金	介護	介護用品支給事業	健康福祉課		5,000円/月 を上限(なお、助成は、現物での支給とする)	介護用品(以下例示)・おしりふき・食事用エプロン・紙オムツ・ストロー付きカップ・尿取パット・吸い飲み・尿瓶・防水シーツ・差し込み式便器・マスク・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー	要介護4又は5に相当し、住民 税非課税である高齢者を <u>在宅</u> <u>で介護</u> している家族	受付窓口は美郷町 社会福祉協議会
10	助成金	福祉	成年後見制度利用支援事 業	健康福祉課	申立てに関する支援	人的支援		町内に住所を有し、居住する 者で、下記のいずれかに該当 する者 ・配偶者及び4親等内の親族が いない者 ・配偶者及び4親等内の親族が いても、申立てを行う見込み のない者 ・4親等内の親族があっても、 虐待の事実等があり、町長が 該当者の福祉のために申立て をする必要があると判断する 者	

補助金メニュー一覧

令和4年4月1日現在

カテゴリ: 福祉・介護

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
10	助成全	福祉	成年後見制度利用支援事業	健康福祉課	申立てに係る費用の支援		収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書 料、鑑定料等	上記対象者であって、下記の いずれかに該当する者 ・生活保護受給者又はこれに 準ずる者	
10	助 成壶				業務に対する報酬等に関す る支援	・在宅 15,000円/月 を上限 ・施設入所 10,000円/月 を上限	成年後見人、保佐人又は補助人の業務に対する 報酬	・この支援を受けなければ、 成年後見制度の利用が困難で あると町長が判断した者	
11	助成金		外出困難高齢者等外出支 援事業	健康福 祉課	福祉タクシー運行	1/2 (1回につき5,000円を上限) ※月8回までを上限(往路で1回、復路で1回と計算)	乗車料金	以下のいずれかに該当する者 ・町内に住所を有する、心身 の障害及び傷病等の理由によ り臥床又は車椅子を利用して いる65歳以上の高齢者 ・身体障がい者(児)のう ち、下肢機能障害、体幹機能 障害又は視覚障害のいずれか を有する者	
					タクシー料金助成	1/10を助成(1回につき5,000円を上限) ※月8回までを上限(往路で1回、復路で1回と計算)	乗車料金	要介護1以上の認定を受けてい る者	